令和７年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務に係る

 共同企業体（JV）設置要綱

 （目的）

第１条　沖縄県環境部が委託発注する令和７年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務に係る共同企業体（以下、「JV」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

 （定義）

第２条　次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

 (1) JV　沖縄県環境部が発注する令和７年度プラスチック問題対策普及啓発事業委託業務の遂行を目的として結成され、当該業務の完了及び成果品の引渡し完了により解散する共同企業体をいう。

 (2) 構成員　JVを構成する者をいう。

 （業務の実施）

第３条　JVの業務の実施は、各構成員が対等の立場で、一体となって取り組むこと。

 （構成員）

第４条　構成員の数は２又は３業者とする。

 （結成方法）

第５条　JVの結成方法は、自主結成とする。

 （代表者）

第６条　JVの代表者は、沖縄県に事務所があり、かつ、沖縄県の入札資格を所有し、並びに、構成員のうち最大の遂行能力を有する者でなければならない。

 （JVの存続期間）

第７条　JVの存続期間は、委託契約書に基づき成果品の引き渡しが完了した後、３ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該期間満了後においても、当該委託業務に瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は連帯してその責を負うものとする。

２　JVのうち、委託契約の相手方とならなかったものは、当該委託業務に係る委託契約が締結された日を以て解散されたものとみなす。

 （定めのない事項）

第８条　これに定めのない事項については、別に定める。